

## 群馬県博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則について

### 1 改正の理由

博物館法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、博物館登録の要件等の見直しが実施されることから、登録審査の手続き等についての規定を定める標記規則を改正するものです。

#### ※ 法改正の概要（主なもの）

- ① 登録要件の見直し
  - ・ 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする
  - ・ 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査する
  - ・ 基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定める
- ② 登録審査の手続き等の見直し
  - ・ 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならない
  - ・ 登録博物館の設置者は、博物館の運営状況を定期的に県教育委員会に報告しなければならない

### 2 改正内容

- ・ 博物館の登録及び相当施設の指定の基準は、法施行規則の「参酌基準」と同等とする
- ・ 相当施設の指定審査における「有識者等の意見聴取」を必須（博物館登録と同等）とする
- ・ 博物館登録後の定期報告の期間を「3年ごと」とする

### 3 施行期日

令和5年4月1日

#### （その他参考事項）

博物館の登録等に関する事務については、博物館法第10条により教育委員会の権限とされているため、教育委員会会議の審議を要するものです。なお、当該事務については、平成20年度から知事部局に補助執行させています。